

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

■児童虐待とは…?

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

ネグレクト（養育怠慢・拒否）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類や身体がいつも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴である
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

乳児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんが何をやっても泣き止まないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣き止まないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残るほか、命を落とすこともあります。どうしても泣き止まないときは、赤ちゃんを安全なところに寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。

子どもを健やかに育むために ～愛の鞭ゼ口作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり、怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。5つのポイントを心がけながら、子どもに向き合しましょう。

- ①子育てに体罰や暴言を使わない
- ②子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④親自身がSOSを出そう
- ⑤子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

■熊谷児童相談所

☎521・4152

(月～金曜日8:30～18:15 祝日、年末年始を除く)

■休日夜間児童虐待通報ダイヤル

☎048・779・1154

(熊谷児童相談所対応時間以外で緊急性のある児童虐待通報)

■寄居町子育て支援課

☎581・2121 (内線133)

(月～金曜日8:30～17:15 祝日、年末年始を除く)

■子どもスマイルネット

(埼玉県子どもの権利擁護委員会)

☎048・822・7007

(祝日、年末年始を除く10:30～18:00)



いちはやく 知らせる勇氣 つなぐ声



11月は児童虐待防止推進月間です!
あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

いちはやく
189
児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
お住まいの地域の児童相談所につながります。
※24時間対応。通話料がかかります。
※一部のIP電話からはつながりません。

